

日常生活用具の品目・対象条件

品目	主な性能	対象者	基準額 (円)	耐用年数	
介護・訓練支援用具	※特殊寝台	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000	8年	
	※移動用リフト	介護者が身体障がい者を移動させるにあたって、容易に使用できるもの。 *天上走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級か2級 ・体幹機能障がい1級か2級 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある方	159,000	4年
	※入浴担架	障がい者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの。		82,400	5年
	※体位変換器	介護者が障がい者の体位を変換させるのに容易に使用できるもの。		15,000	5年
	※特殊マット	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。		19,600	5年
	※特殊マット (自動体圧調整機能付)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級 ・体幹機能障がい1級 ・療育手帳A ・難病患者等で、寝たきりの状態にある方 【要件】 ・常時介護を要する方 ・原則として3歳以上の方	100,000	8年
	※特殊尿器	尿が自動的に吸引されるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級 ・体幹機能障がい1級 ・難病患者等で、自力で排尿できない方 【要件】 ・常時介護を要する方 ・原則として学齢以上の方	67,000	5年
	訓練椅子 (障がい児のみ)	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級か2級 ・体幹機能障がい1級か2級 【要件】 ・原則として3歳以上の方	33,100	8年
訓練用ベット (障がい児のみ) (難病患者等は、障がい者も可)	腕または足の訓練ができる器具を備えたもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級か2級 ・体幹機能障がい1級か2級 ・難病患者等で、下肢又は体幹機能に障がいのある方 【要件】 ・原則として3歳以上の方	159,200	5年	
自立生活支援用具	※入浴補助用具	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助できるもの。 *設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい(等級要件なし) ・体幹機能障がい(等級要件なし) ・難病患者等 【要件】 ・入浴に介助を要する方	90,000	8年
	※便器 (手すりあり)	障がい者が容易に使用できるもの。 *取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級か2級 ・体幹機能障がい1級か2級 ・難病患者等 【要件】 常時介護を要する方	9,850	8年
	※便器 (手すりなし)		4,450	8年	
	T字状・棒状のつえ	歩行を補助することができる。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい(等級要件なし) ・体幹機能障がい(等級要件なし) ・平衡機能障がい(該当要件なし)	3,000	3年

	品目	主な性能	障がい及び程度	基準額 (円)	耐用年数
自立生活支援用具	※移動・移乗支援用具 (歩行支援用具)	転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具 *設置にあたり住宅改修を伴わない手すり・スロープ等が該当となる。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい (等級要件なし) ・体幹機能障がい (等級要件なし) ・平衡機能障がい (該当要件なし) ・難病患者等で、下肢が不自由な方 【要件】 ・家庭内の移動等において介助を必要とする方	60,000	8年
	頭部保護帽 入所・入院中の場合も可	転倒の衝撃から頭部を保護する機能があるもの。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい (等級要件なし) ・体幹機能障がい (等級要件なし) ・平衡機能障がい (該当要件なし) 【要件】 ・転倒等により頭部外傷の危険性がある方 【障がい程度】 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳 (等級要件なし) 【要件】 ・てんかんの発作等により頻繁に転倒する方	36,750	3年
	※特殊便器	温水・温風が出るもので、排便後の処理が容易にできるもの*取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	【障がい程度】 ・上肢機能障がい1級か2級 ・療育手帳A ・難病患者等で、上肢機能に障がいがある方 【要件】 ・訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な方	151,200	8年
	火災警報器	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせることができるもの。	【障がい程度】 ・身体障がい者手帳1級か2級 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳 (等級要件なし) ・難病患者等 【要件】 ・火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る (※1)	15,500	8年
	自動消火器	屋内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火できるもの。		28,700	8年
	電磁調理器	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級 ・療育手帳A ・精神保健福祉手帳 (等級要件なし) 【要件】 ・満18歳以上の方 ・障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る (※1)	41,000	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級	7,000	10年
	聴覚障がい者用 屋内信号装置	音、音声等を視覚、触覚等により、知覚できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障がい1級か2級 【要件】 ・日常生活上必要と認められる聴覚障がい者のみの世帯、及びこれに準ずる世帯に限る (※1)	87,400	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	透析液を加温し、一定温度に保つもの。	【障がい程度】 ・腎臓機能障がい1級～3級 【要件】 ・自己連続携行式腹膜灌流法 (CAPD) による透析療法を行う方	51,500	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器障がい者等が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・呼吸器機能障がい1級～3級 ・同程度の身体障がい者又は難病患者等であって、必要と認められる方 【要件】 ・呼吸器機能障がい以外での申請は医師の意見書が必要	36,000	5年
	電気式たん吸引器 (両用器含む)		56,400	5年	

品目		主な性能	障がい及び程度	基準額 (円)	耐用 年数
在宅療養等 支援用具	酸素ボンベ運搬車	障がい者が容易に使用できるもの。	【要件】 ・医療保険における在宅酸素療法を行う方	17,000	10年
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級 【要件】 ・視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に限る(※1)	9,000	5年
	視覚障がい者用血圧計(音声式)			15,000	5年
	視覚障がい者用体重計			18,000	5年
在宅療養等 支援用具	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	【人工呼吸器装着者用】 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・難病患者等 【要件】 ・人工呼吸の装着が必要な方	157,500	5年
		呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・呼吸器機能障害1級～4級 ・同程度の身体障害者であって、必要と認められる方 【要件】 ・原則として学齢以上の方	52,500	
情報意思疎通 支援用具	携帯用会話補助装置	携帯式で、言葉を音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・音声機能障がい(等級要件なし) ・言語機能障がい(等級要件なし) ・肢体不自由者で発声・発語に著しい障がいを有する方	98,800	5年
	情報・通信支援用具(障がい者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフトを言う)	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・上肢機能障がい(等級要件なし) ・視覚障がい(等級要件なし)	100,000	—
	点字ディスプレイ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級かつ聴覚障がい1級か2級 (視覚障がいかつ聴覚障がいの重複重度障がい)	383,500	6年
	点字器	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい(等級要件なし)	10,400	7年
	点字タイプライター	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級 【要件】 ・本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる方	63,100	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	デジタル録音図書の再生等が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級	85,000	6年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	音声コードに記録されている情報を読み取り、音声を聞くことができるもので視覚障がい者が容易に使用できるもの。		99,800	6年
	視覚障がい者用拡大読書器	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい(等級要件なし) 【要件】 ・本装置により文字等を読むことが可能になる方	198,000	8年

品目		主な性能	障がい及び程度	基準額 (円)	耐用 年数
	視覚障がい者時計 (音声式、触読式)	視覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級 【要件】 ・音声式時計は、手指の触覚に障がいがある等のため触読式時計の使用が困難な方を原則とする	13,300	5年
	聴覚障がい者用 通信装置 (FAX含む)	音、音声等を視覚、触覚等により、知覚できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障がい(等級要件なし) ・音声機能障がい(等級要件なし) ・言語機能障がい(等級要件なし) 【要件】 ・コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方	71,000	5年
情報 意思 疎通 支援 用具	聴覚障がい者用 情報受信装置	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用できるもの。	【障がい程度】 ・聴覚障がい(等級要件なし) 【要件】 ・本装置によりテレビの視聴が可能になる方	88,900	5年
	人工喉頭	利用することにより発声が可能となるもの。	【障がい程度】 ・音声機能障がい(等級要件なし) ・言語機能障がい(等級要件なし) 【要件】 ・人工喉頭によって発声が可能になる方	70,100	5年
	点字図書	点字により作成された図書。 (6タイトル、又は24巻を限度とする)	【障がい程度】 ・視覚障がい(等級要件なし) 【要件】 ・主に点字によって情報の入手をしている方	実費相当額	
	地デジ対応 ラジオ	地上デジタル放送のテレビ音声を聴取できるラジオ。	【障がい程度】 ・視覚障がい1級か2級	29,000	6年
	ストーマ装具 (消化器系) 入所・入院中の場合 も可	身体に装着して排泄物をためる用具。	【障がい程度】 ・直腸機能障がい(等級要件なし) ストーマ造設者	8,858	1月
ストーマ装具 (尿路系) 入所・入院中の場合 も可	【障がい程度】 ・ぼうこう機能障がい(等級要件なし) ストーマ造設者		11,639	1月	
	紙おむつ等	ストーマ用装具代替品 (紙おむつ、洗腸用具、サラン・ガーゼ等衛生用品)	【障がい程度】 次のいずれかに該当する方 ・高度の排便若しくは排尿機能障がいがある方 ・脳原性運動機能障がい1級か2級かつ療育手帳Aで意思表示が困難な方	12,000	1月
	収尿器	常時失禁状態にある者の収尿のための用具。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい(等級要件なし) ・体幹機能障がい(等級要件なし) ・ぼうこう機能障がい(等級要件なし)	8,500	1年
住宅 改修	※居室生活動作 補助用具 (住宅改修)	障がい者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。 ※介護保険対象者は介護保険の住宅改修制度をご利用下さい。	【障がい程度】 ・下肢機能障がい1級～3級 ・体幹機能障がい1級～3級 ・移動機能障がい1級～3級 ・難病患者等で下肢又は体幹機能に障がいのある方 上記障がい程度に加えて、上肢機能障がい1級か2級の方に限り、特殊便器(洗浄機能付)取替えが可能。	200,000	住宅1棟当たり原則1回

難病患者等とは、障害者総合支援法対象の難病に限ります。

「障がい者のみの世帯に準ずる世帯」については下記のとおりです。

- ①同一世帯の世帯員が全員単身赴任や入所により本人と同居していない世帯
- ②同一世帯の世帯員が就労・就学のため、日中は本人のみとなる世帯
- ③同一世帯の世帯員が高齢または虚弱等のため、本人への支援ができない世帯

注 意 点

65才以上の介護保険第一号被保険者の方と特定疾病の40才～64才の第二号被保険者の方は、上記の種目（※印）について、介護保険による貸与や購入費の支給が優先されます。

利用が必要な場合は、担当ケアマネージャーまたは地域包括支援センターへご相談ください。